

広島県告示第三百七十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業の許可を受けないで建設業を営む者の営業の停止を命じた。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十四年三月二十九日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社ハヤテ興業

安芸郡府中町山田二丁目八番二一号

取締役 大里 淳治

三 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

平成二十四年四月九日から平成二十四年四月十一日まで

四 処分の原因となった事実

被処分者は、民間の社宅解体撤去工事において、建設業法第三条第一項の許可を受けないで、同法施行令第一条の二第一項の規定に定める金額以上の工事を平成二十三年三月二十日付けで請け負った。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当すると認められる。